



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*6 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
略		略	
6 条例第2条の表33の項(17)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	6 条例第2条の表33の項(16)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
略		略	
10 条例第2条の表71の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年和歌山県規則第105号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 規則第2条第4項、第8条第1項、第10条又は第13条第1項の規定による知事	10 条例第2条の表71の項(2)に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和39年和歌山県規則第105号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 規則第2条第4項、第8条第1項又は第11条第1項の規定による知事に提出す

に提出すべき申請書の受理 (2) 規則第4条第1項の規定による知事に提出すべき借用書の受理 (3) 規則第6条、第7条又は第11条の規定による知事に対して行うべき届出の受理 (4) 規則第9条の規定による知事に提出すべき <u>申出書</u> の受理	べき申請書の受理 (2) 規則第4条の規定による知事に提出すべき借用書の受理 (3) 規則第6条、第7条又は第10条の規定による知事に対して行うべき届出の受理 (4) 規則第9条の規定による知事に提出すべき <u>申請書又は申出書</u> の受理
--	--

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 6 条例第2条の表33の項(Ⅷ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		6 条例第2条の表33の項(Ⅷ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略	略		<p>(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 6 条例第2条の表33の項(Ⅶ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		6 条例第2条の表33の項(Ⅶ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略	略	
略													
6 条例第2条の表33の項(Ⅷ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略												
略													
略													
6 条例第2条の表33の項(Ⅶ)に規定する建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	略												
略													

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。